

福岡県サテライトオフィス等開設支援事業補助金に係る Q & A

(補助対象について)

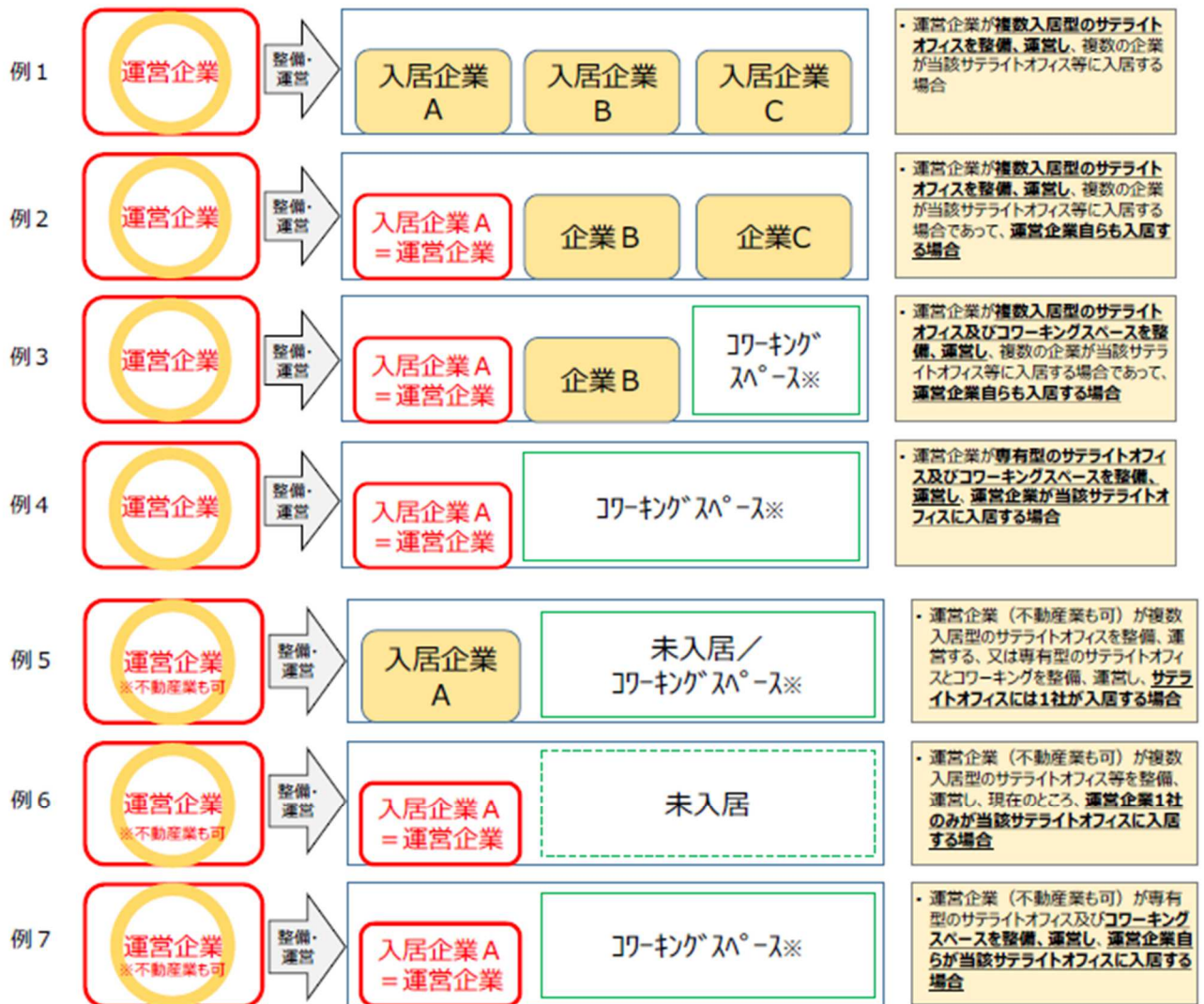
Q サテライトオフィス等の入居企業がオーダーメイドで自ら行う施設整備は補助金の対象になるか。

A 入居企業自らが、サテライトオフィス等運営事業者もしくはコンソーシアムとしての企業等もサテライトオフィス等として利用可能な施設を整備する場合は対象となる。

サテライトオフィス等運営事業者とは、当該施設を他者に対しオフィススペースやワークスペースとして提供し、その管理・運営を事業として行う者であり、特定の入居企業が当該施設の運営事業者を兼ねる場合が想定される。

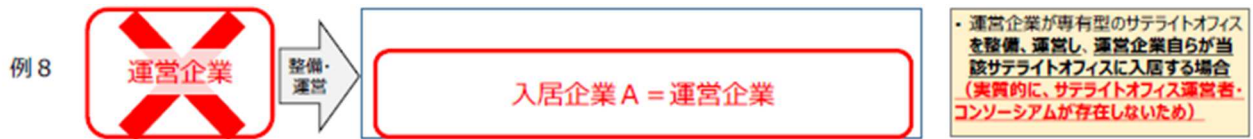
また、コンソーシアムとは2つ以上の企業、団体から成る共同事業体のことであり、複数の入居企業同士によるコンソーシアムにより当該施設を運営することが想定される。

【以下の場合には補助対象となり得る】



※不特定多数の者がテレワークにより働くことができるオープンなスペース

【以下の場合には補助対象とならない】



Q 既存施設の1階部分をサテライトオフィス等に改修し、2階部分を居住スペース（シェアハウス）に改修する場合、2階の居住スペース（シェアハウス）部分も補助金の対象となるか。

A 本補助金の対象事業は、「産業・就業の拠点となる収容可能人数20人未満のサテライトオフィス等の開設・整備」である。

したがって、単に住宅施設や宿泊施設を整備するだけの事業は対象とならないが、サテライトオフィス等の利用者、利用企業が産業・就業の拠点とする上で必要な居住・滞在機能を付帯させる事業であれば、一体として「職住一体型サテライトオフィス等」と捉えることが可能であり、対象となりえる。

ただし、居住・滞在機能を付帯させる事業部分の経費については、当該施設の整備・運営費の補助対象事業費全体の2割以内とする。また、サテライトオフィス等の事業と一体として整備することの必要性が認められない場合は、対象外経費となることもあり得る。

Q 宿泊施設（旅館、ホテル、ゲストハウスなど）の一部を改修した場合、テレワーク実施時以外は、別の用途（宿泊客のコミュニケーションスペースなど）で使用することは可能か。

A 本補助金を活用して整備する施設部分は、テレワークにより働く環境として常態的に利用されることを目指して事業を計画していただきたい。

なお、サテライトオフィス、シェアオフィス、コワーキングスペース等の開設・運営と言えるか困難な事例（個々の客室へのWi-Fiルーター設置にとどまるもの等）は対象とならない。

Q 東京圏に本社を構え、当団体の区域内に事業所を有する法人が、当団体の区域内に新たに事業所を整備し、既存事業所は閉鎖する。新事業所においては、自社従業員のみの利用として、既存の従業員が本県内での事務に加え東京本社の事務を遠隔で実施するとともに、新規に従業員を雇用することとしている。この場合において、新事業所の整備は補助金の対象となるか。

A サテライトオフィス等運営事業者・コンソーシアムが存在しない場合（1社が施設全体を専有して他社に施設の提供を行わない場合等）は、補助金の対象とならない。

Q 移動型のワーキングMaaS（マイクロバスのディバージョンによる移動しながらワークスペースをシェアリングできるサービス）を導入し、ワーケーション推進とサテライトオフィス開設を促す事業を検討しているが、このような移動型のものについては対象となるのか。

A 本補助金の対象施設は、テレワークにより働く環境又は機能を有し、かつ福岡県内に所在する施設等、である。働く環境・機能を有した車両などの乗り物については、県内

に所在する施設等（構造物、建築物、これらに備え付けられた設備）とはいえないことから対象外となる。

Q 既に竣工済みの施設や建設中の施設を対象とし、その建設や改修に係る費用を支援することができるか。

A 既存の施設や建設中の施設を対象とすることは差し支えないが、本補助金による助成が可能な経費は、交付決定日以降に契約締結・発注する工事等の経費のみである。

（施設の収容可能人数について）

Q 「収容可能人数」の、人数の考え方を教えていただきたい。何をもって収容可能人数を判断すればよいのか。

A 「収容可能人数」は、施設で同時にテレワークにより勤務が可能な人数をいう。利用者が占有してテレワークにより仕事をするを前提とした座席・スペースから収容可能人数から判断することとなる。

（補助対象経費について）

Q 補助対象事業費全体の2割以内で認められている経費（用地取得等、居住・滞在機能等、利用促進）について、それぞれ2割以内で認められるのか、それともまとめて2割以内となるのか。

A 2割以内に制限される経費が複数ある場合は、その合計が交付対象事業費全体の2割以内である必要がある。

（施設整備費について）

Q 「施設整備」とはどのようなものが該当するのか。

A 「施設整備」とは、対象とする施設の新築、増築、改築、模様替え、修繕その他の改修が含まれる。なお、それぞれの区分の具体的内容については以下の通り。

区分	説明
増築	・ 既存建築物に建て増しをする、又は既存建築物のある敷地に新たに建築すること。 ・ 既存建築物のある敷地内に別棟で建築する場合、建築物単位としては「新築」になるが、敷地単位では「増築」となる。
改築	建築物の全部又は一部を除却した場合、又は災害等により失った場合に、これらの建築物又は建築物の部分を、従前と同様の用途・構造・規模のものに建て替えること。
模様替え	建物の構造部である壁、柱、床、はり、屋根、階段、間仕切及びその他の構造部につき変更を行うために行う工事。
修繕その他の改修	・ 経年劣化した建築物の部分を、既存のものと概ね同じ位置に概ね同じ材料、形状、寸法のものを用いて原状回復を図る既存建築物の改修（修繕） ・ 構造部を変更しないその他の改修。

Q 以下の経費は施設整備費の対象となるか。

- ・ 用地取得費・造成費、外構工事費

- ・既存施設の除却・解体費
- ・整備対象施設の取得費

A いずれも補助金の対象となりえるが、当該経費については、施設の整備・運営費の補助対象事業費全体の2割以内とする。

Q 具体的にどのような設備に対する経費が対象となるのか。

A 対象施設として整備される建築物と構造上一体となっていて、テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる設備（例えば電気・ガス・給排水・空調設備・トイレなど）は補助金の対象となる。

一方、対象施設として整備される建築物と構造上一体となっているが、テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められない設備については、利用促進の観点から事業に必要と認められる場合、当該施設の施設整備・運営費の交付対象事業費全体の2割以内で対象とすることができる。

（通信環境整備費について）

Q 通信環境整備費について、施設におけるローカル5G設備の導入や無線Wi-Fi、LAN環境の構築、光ファイバの敷設などは対象となるか。

A 光ファイバについては、引き込み柱のクロージャーマでの光ファイバ敷設の費用は対象外だが、クロージャーマから施設構内への引き込み工事や通信事業者の提供する光回線サービスの利用料や、これらのアクセス回線を用いインターネットに接続するためのISP利用料は対象となる。加えて、施設内のWi-Fi、LAN環境の構築に伴う、機器の購入、レンタル、設置工事についても対象となる。

ローカル5G設備導入については、ローカル5Gの提供に必要となる光ファイバについては、引き込み柱のクロージャーマでの光ファイバ敷設の費用は対象外。また、施設内あるいは施設の立地する敷地内に敷設するローカル5Gの無線基地局の敷設、関連するプラットフォーム、システム等の構築についても対象外。

（什器・機器導入費について）

Q 什器・機器導入費、什器・機器導入支援費は、具体的にどのような経費が対象となるのか。

A テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められる什器・機器（例えば机やイス、パソコン、プリンタ、コピー機など）については対象となる。

一方テレワークにより働く環境又は機能を有する上で必要と認められない什器・機器については、利用促進の観点から事業に必要と認められる場合、当該施設の施設整備・運営費の補助対象事業費全体の2割以内で対象とすることができる。

（施設運営費について）

Q サーバー（共用サーバー、VPSサーバー、専用サーバー、クラウドサーバー等）の利用等に要する費用の額及びシステム、ソフトウェア、アプリケーション類の利用等に要する費用を対象に含めることはできるか。

A 対象施設がテレワークにより働く環境又は機能を有するために通常必要と認められるため、原則として対象となる。

Q 民間の賃貸物件を借りてテレワーク施設を改修する場合、年度内の賃借料も補助金の対象となるのか。

A 2021年度内の賃借料は施設整備・運営費の対象となる。